

「働き方」が変わる ～働き方改革への対応と生産性の向上～

山梨協豊事業協同組合

トヨタ自動車の系列販売店等で組織する山梨協豊事業協同組合（佐々木宏明理事長 組合員9社）では、3月1日(金)に雨宮隆浩社会保険労務士を講師に、本年4月からの働き方改革関連法への対応について研修会を実施した。

働き方改革関連法では主に8項目への対応が企業側に求められているが、中小企業には猶予期間が設けられていることから、雨宮講師からは中小企業がまず対応すべき「年次有給休暇の取得義務化」と「産業医・産業保健機能の強化」の2項目を中心とした説明があった。

「年次有給休暇の取得義務化」では、主に有休付与日数が10日以上の従業員に対し年間5日以上の有休の取得と従業員ごとの有休管理簿の作成・保存を義務付けている。5日の有休取得ができていない従業員が1人でもいれば法令違反となるため、企業側はこれまで以上の有休管理意識が必要となる。

また「産業医・産業保健機能の強化」では、企業が全従業員の労働時間の把握する中で一定の時

間外・休日労働時間を超えた従業員に対し産業医の面接指導等を促す必要がある。ここでは「全従業員」がポイントであり、割増賃金の対象とならない「管理職」の労働時間管理も必要となる。

雨宮講師からは、ただ法令を遵守するだけでなく、その法令を活かして経営改善を探ることが必要とのアドバイスがあった。企業の部署別の有休取得状況や労働時間等を比較・検証することで各部署の働き方の課題や効果的な対応策に結び付け、企業全体の生産性向上のヒントとすることも可能となる。

佐々木理事長は「働き方が変わる今、組合員企業にはこれまでの働き方に捉われることなく、この変化に対応する中で各社の生産性をさらに高めてもらいたい」と組合員各社の取り組みに期待を述べた。

